



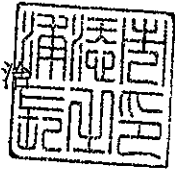
別紙 2

浦添市公告第 30 号

浦添市社会体育施設清掃業務等委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 8 日

浦 添 市 長 松 本 哲 洋



随 意 契 約 の 事 後 公 表

1 契 約 件 名	浦添市社会体育施設清掃業務等委託
2 契 約 内 容	本業務は、浦添市社会体育施設を市民が使用するにあたり気持ちよく安心して利用していただくため、定期的に施設清掃を行うものである。
3 契約の相手方の 名称及び住所	公益社団法人 浦添市シルバー人材センター 浦添市仲間 1 丁目 10 番 7 号
4 契約の相手方と した理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約。 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、自治体は高年齢者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することが求められている。また、業務内容はシルバー人材センター会員の活用が可能であること、人件費を抑えることが可能であることから、浦添市シルバー人材センターと随意契約をする。
5 契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日
6 契 約 金 額 (消費税及び地方消費税込み)	1,397,195 円